水質汚濁防止法に基づく窒素含有量及びりん含有量に係る 総量規制基準の一部改正(案)

【概要】

水質汚濁防止法に基づく第9次総量削減計画において、令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度の2年間、実施した「水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた社会実験」について、次期総量削減計画を策定する令和9(2027)年度まで継続するため、総量規制基準を一部改正する。

【改正内容】

矢作川・豊川浄化センターに限り、濃度基準(C値)を国が定めた範囲の上限値に緩和する期間について、「令和6年9月1日から令和7年3月31日まで、同年9月1日から令和8年3月31日まで、同年9月1日から令和10年3月31日までの期間」に改める。

| | 現行 | 改正案 |
|------------|--|---|
| 総量削減計画 | (2) 水質改善に資する漁業活動の推進 (前略) 県の豊川浄化センター及び矢作川 浄化センターにおいて、期間を限定して、 栄養塩類管理運転(窒素・りんの排出濃度 を環境省告示で示された上限値まで例外 的に適用した排水基準内での排出量増加 運転)を試行することにより、水質の保全 と「豊かな海」の両立に向けた社会実験を 行う。 | (改正なし) |
| 総量規制基準(告示) | 【209 下水道業 備考】 矢作川浄化センター・豊川浄化センターでの社会実験の期間 ・令和4年11月1日~令和5年3月31日 ・令和5年9月1日~令和6年3月31日 社会実験中のC値(国のC値範囲上限) ・窒素 20mg/L ・りん 2mg/L | 【209 下水道業 備考】 矢作川浄化センター・豊川浄化センターでの社会実験の期間 ・令和6年9月1日 ~令和7年3月31日 ・令和7年9月1日 ~令和8年3月31日 ・令和8年9月1日 ~令和9年3月31日 ・令和9年9月1日 ~令和10年3月31日 ・合和9年9月1日 ~令和10年3月31日 ・合和9年9月1日 ~令和10年3月31日 |